

契約法務と人工知能（AI）利用の方向に関する疑問点

2022/10/05

渡邊 明彦

はじめに

現在、契約法務に人工知能（AI）を導入する企画が多方面で進んでいるようである（いわゆる「リーガルテック」）。その焦点は、「AI 契約審査」とか「AI 契約レビュー」サービスのようで、所定の契約書案を AI で審査（レビュー）して、不備な条項を補完したり、契約書上の文言の首尾一貫性が欠ける部分を指摘し、また、「強い契約書」に替えるための代替案を提案したり、あるいは「リスク管理」を行うことにあると謳われている。

少し論点がずれるように思われるかもしれないが、「AI と弁護士法違反」という話題の中で、契約法務に関する核心的な指摘があるので、先ず、紹介しておこう。

AI 契約書審査サービス「LeCHECK」を展開するリセの代表取締役・藤田美樹氏は

「弁護士は、契約書の文言だけを見ることはなく、依頼者の特性や、相手方との関係に加え、その取引の背景事情や対象商品の性質などについて依頼者に確認し、それらを踏まえて、当該文言について修正の助言をします。弊社商品は、契約書についての文献などと同じで、あくまでも一般論の解説や修正案をご提示し、法務のご担当者のレビュー作業を支援するものです。契約者にも、弊社サービスが『個別具体的な事例について適法性、適合性、正確性、有用性等について判断したり保証したりするものでは一切ない』ことについて同意いただいたうえでご使用いただいております。」

と述べている。（DIAMOND SIGNAL「AI 契約書審査、経産省は「違法になり得る」と公表——問われるリーガルテックのあり方」<https://signal.diamond.jp/articles/-/1247>）

契約書作成業務の中心点は「取引の背景事情や対象商品の性質など」という事実面の把握、それに基づく構想力が重要なのであって、一般的なイメージと違って「文言を操作する」というのは、枝葉末節な側面に過ぎないのである。

1. 現時点での「AI 契約審査」の問題点

AI 法務というのが、現時点では萌芽期にあり、将来の発展を見据えて、短所ばかりをあげつらう意図はまったくないが、「一つの方向に偏り過ぎている」という点で、第一の問題点

を指摘しておこう。

同じく、前掲、DIAMOND SIGNAL の記事で、

「GVA assist」を提供する GVA TECH の代表取締役・山本俊氏は、

「弊社サービスの GVA assist は当初の設計段階からこのような評価の可能性があることを考慮しており、そもそも本回答が示すような AI が契約書につき法的観点からの有利・不利を指摘したり法的観点からのリスク評価を指摘するものではありません。GVA assist は AI 技術を用いてデータベース内の特定の契約書雛型との比較を行い、自然言語としての類似性の観点から『両契約書や条文間の差異や過不足を参照させる』ものです。

と述べておられ、契約法務で用いられる AI の技法が「自然言語としての類似性」、自然言語処理であることを明瞭に述べられている。

条文、契約条項の「テキストベース」の分析からは、一般条項で抜けている規定を指摘すること、契約書全体を見ての「定義用語」の不足、表現のゆれ等を、AI を利用して指摘することは合理性があると思われる。

また、このような機能を、AI 製品の長所として売り出していることも納得できる。

2. 本当の契約書は、一般条項ではない

法学教育にも問題があるのであろうが、契約審査、あるいは契約交渉で、準拠法とか裁判管轄（あるいは仲裁条項）だけに焦点を当てられる傾向がある。契約書で取り扱われている取引内容が専門的な、あるいは高度に科学的な知識を要するものであれば、あるほど、弁護士は、法律的に専門的な、準拠法、裁判管轄、表明及び保証、補償（免責）、責任制限、等々の分野にだけに、「契約審査」の目を向けがちになる。この傾向は、日本の弁護士だけでなく、欧米の弁護士も同じである。「契約交渉」といいながら、海外のメールでやり取りする対象は、多くは「準拠法」であり、「裁判管轄（あるいは仲裁条項）」だけになりがちである。

ところで、「契約法務」というのは、実際は、取引の実際の場面を取り扱う、実体的な規定をドラフティングすることである。

それにも拘わらず、日本の契約書のかなりの部分が「一般条項」だけであり（はなはだしい例では、3分の2が一般条項で、実質の規定が3分の1しかないようなものも多い）。

裏からいうと、日本の弁護士は、「実質的な規定」を豊富に含む、長文の契約書を作成する訓練を積んでいない。実質的な規定が、民法の条文を羅列しただけのようなものに留まる例もまだ、依然として存在する。

3. AI 契約法務の課題と、AI 開発の方向性

第一の課題、第一に克服すべき問題点は、「自然言語処理」から脱却すべき点である。

藤田美樹氏が指摘されている、契約の背景事情、取引の基礎を抽出して、実体的な規定を豊富に備えた契約書を、弁護士が作成する起点としての役割を果たすことが、AI に期待されよう。「実体的な規定」といっても、ピンと来ない場合は、「(物品) 売買」の分野では、INCOTERMS とか、ORGALIME 契約約款を思い浮かべられればよい。



ORGALIME S 2012

機械・電気・電子製品の納入に関する
普通契約約款

2012年3月ブリュッセル

前文

1. 本普通契約約款は、当事者が書面により又はその他の方法でこれに合意するときに適用されるものとする。本普通契約約款を修正し又は変更する場合にも、書面により合意しなければならない。

定義

2. 本普通契約約款において、以下の用語は、本条でこれらの用語に与えられる意味を有するものとする。

「本件契約」：本件製品の供給に関する、当事者間の書面による合意及びすべての付属書類を、当該文書への書面による合意済みの改訂及び追加を含めていう。

「**重過失**」：作為又は不作為であって、契約当事者が善良な管理者であれば、通常起こる可能性があると予想するであろう重大な結果に適切な考慮を払わなかったか、又はかかる作為もしくは不作為にあたり慎重な配慮を欠いていたことをいう。

「**書面により(る)**」：意思表示を、当事者が署名した文書、書簡、ファックス、電子メール及び当事者が合意するその他の手段により行うことをいう。

「**本件製品**」：本件契約にもとづき供給される目的物をいい、ソフトウェア及びドキュメンテーションを含む。

製品情報

3. 一般的な製品解説文書及び定価表に記載される全ての情報及びデータは、書面による参照により本件契約に明示的に組み込まれている範囲でのみ、拘束力を有する。

図面及び技術情報

4. 本件契約の締結の前後を問わず、一方当事者が他方当事者に提供する本件製品に関する全ての図面及び技術文書は、提供した当事者の財産であり続けるものとする。

一方当事者が受領した図面、技術文書又はその他の技術情報は、他方当事者から同意を得ることなく、それらが提供された目的以外で使用してはならない。また、これらを、提供した当事者の同意を得ることなく、その他のかたちで使用し、複写、複製してはならない。

受入試験

6. 本件契約に定める受入試験は、別段の合意がない限り、通常の営業時間中に製造場所で実施されるものとする。

本件契約に技術的要件が定められていない場合には、試験は、製造国の適切な関連産業分野における一般的な慣行にしたがい、実施されるものとする。

7. 納入業者は、購入者が試験に立ち会えるよう十分な時間的余裕をもって、書面により、購入者に通知するものとする。購入者が立ち会えない場合には、試験結果報告書を購入者に送付されるものとし、またそれらは正確なものとして受け入れられなければならないものとする。

8. 受入試験の結果、本件製品が本件契約に準拠していないことが明らかになった場合には、納入業者は、本件製品が本件契約に適合するようになるよう確保するため、遅滞なく欠陥を是正するものとする。欠陥が重要なものでない場合は、新規試験は、購入者の要請があった場合に実施されるものとする。

9. 製造場所において実施された試験のための費用は、すべて、納入業者が負担するものとする。しかしながら、かかる試験に立ち会うための購入者の相当者の旅費及び滞在費は、購入者が負担するものとする。

引渡し、危険の移転

10. 合意される交易条件は、すべて、本件契約の締結時に実施されているINCOTERMS®にしたがい解釈される。

いかなる交易条件についても、明示的に合意されていない場合には、引渡しは、納入業者が指定する地を指定地とする運送人渡 (FCA) であるものとする。

運送人渡の引渡しの場合に、納入業者は、購入者の要請のあるときは、本件製品を目的地まで送付する責任を引き受けるとともに、危険は、遅くとも、本件製品の占有が第一運送人に移転した時点で移転する。

一部引渡しは、別段の合意のない限り認められない。

4. 利用可能な AI 技法の開発

利用可能な AI の技法は、それほど多くはない。標準的な教科書である、斎藤康毅氏の「ゼロから作る Deep Learning —Python で学ぶディープラーニングの理論と実装」は、画像認識と取り扱っており、同氏の「ゼロから作る Deep Learning ② —自然言語処理編」は、文字通り自然言語処理を取り扱っている。現在、商業化されている「AI 契約審査」プラットフォームは、どのような AI 技法を利用しているかを、前掲の GVA TECH の例を除けば、明らかにしてはいない。

ただ、提供するサービスのアウトプットから推測すれば、根幹は自然言語処理にあると思われる、今後の課題は、「テキストベース」、「ルールベース」ではなく、「LeCHECK」リセの代表取締役・藤田美樹氏の言われているような、取引の事実関係の分析の上に構築されていく AI 技法の選択にあるように思われる。

これを、Wes McKinney (著)「Python によるデータ分析入門 第 2 版 —NumPy、pandas を使ったデータ処理」で紹介されている技法の中から見出していく作業は、次回で行いたい。

おわりに

今回、本稿を作成するにあたって、複数の「AI 契約審査」プラットフォームのマニュアルをダウンロードしたり、1 社のご厚意により実際に体験させてもらったが、あまりに「テキストベース」、「ルールベース」に偏っているように感じられるとともに、現状では、その提供するサービスは、2・3 年、あるいは 4・5 年、契約の作成業務に携わっている実務家にとって、魅力的ではないのではないかと感想をもった。ただ、冒頭に述べたように、AI 法務はまだ始まったばかりの段階であり、ここ数年のうちに、飛躍的・クオンタム・リープ的な変貌を遂げる可能性があると感じている。

なお、AI による日本人の英文契約書作成ツールについても、同様の問題点があり、これは第 3 回で取り上げる予定である。

(以上)